

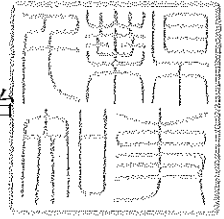
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都立川市一番町六丁目28番地の6

氏 名 三玉環境 株式会社
代表取締役 神田 ミツエ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成30年10月18日

許可の有効年月日 平成35年8月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃油, ウ 廃酸, エ 廃アルカリ, オ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, カ 紙くず, キ 木くず, ク 繊維くず, ケ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, コ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, サ がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年8月21日 新規許可

平成30年10月18日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 00801040110

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都立川市一番町六丁目28番地の6

氏名 三玉環境株式会社

代表取締役 神田 ミツエ

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成30年8月9日

許可の有効年月日 平成35年6月19日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く：燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。), 汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。), 廃油 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。), 廃酸 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。), 廃アルカリ (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。), 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除き, 水銀使用製品産業廃棄物を含む。), 紙くず, 木くず, 金属くず (自動車等破砕物を除き, 水銀使用製品産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除き, 水銀使用製品産業廃棄物を含む。), がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上11種類
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。
3. 許可の条件
特になし。
4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	変更内容	許可 (届出) 年月日	変更内容
平成15年6月20日	新規許可		以下余白
平成20年4月14日	変更届 (名称の変更)		
平成20年6月20日	更新許可		
平成25年6月21日	更新許可		
平成30年8月9日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 有 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この許可証は「環境省」の許可証の様式に基づき作成されています。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都立川市一番町六丁目28番地の6

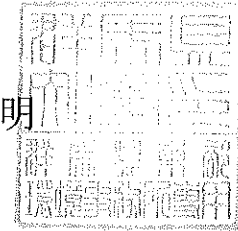
氏 名 三玉環境株式会社

代表取締役 神田ミツエ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 6月 18日

許可の有効期限 平成 35年 6月 17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩がれき類（以上10種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑨については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 15年 6月 18日 新規許可

平成 20年 6月 18日 更新許可

平成 25年 6月 18日 更新許可

平成 30年 6月 18日 更新許可

平成29年 7月31日

指令産廃第9-352号

許可番号 0-110-1040110

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都立川市一番町六丁目2-8番地の6

氏名 三玉環境 株式会社

代表取締役 神田 ミツユ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司

許可の年月日 平成29年 7月31日

許可の有効年月日 平成34年 7月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(*)

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)

がれき類(*)

以上12種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成14年 7月31日	指令中環第6-63号	新規許可
平成19年 7月31日	指令中環第10-130号	更新許可
平成20年 4月11日	—	変更届（商号）
平成24年 9月18日	指令産廃第9-259号	更新許可
平成29年 7月31日	指令産廃第9-352号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

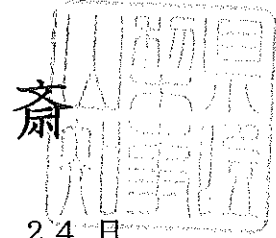
住所 東京都立川市一番町六丁目28番地の6

氏名 三玉環境株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 神田 ミツエ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後藤 斎



許可の年月日 平成29年4月24日

許可の有効年月日 平成34年4月23日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を含む。)	汚泥、廃油、廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(※)、がれき類(※) 以上9種類(※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含まない。) 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成14年4月24日	新規許可
平成19年4月23日	許可の更新
平成24年5月8日	許可の更新
平成29年6月1日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

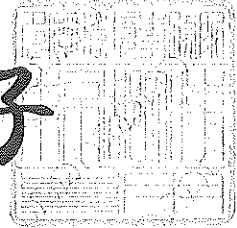
住所 東京都立川市一番町六丁目28番地の6

氏名 三玉環境株式会社
代表取締役 神田 ミツエ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 6月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 5月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上11種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 6月 1日 新規許可
令和 3年 6月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都立川市一番町六丁目28番地の6

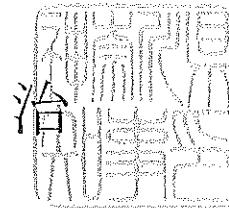
氏名 三玉環境株式会社

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 神田 ミツエ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐



許可の年月日 令和 2年 5月 7日
(初回許可年月日 平成 17年 4月 28日)
許可の有効年月日 令和 7年 4月 27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、鉋さい、がれき類

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 2年 5月 7日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。